

議案第 4 6 号

上越市地域自治区の設置に関する条例の一部改正について

上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 1 年 3 月 3 日提出

上越市長 木 浦 正 幸

上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例

上越市地域自治区の設置に関する条例（平成 2 0 年上越市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表平成 1 7 年 1 月 1 日の市町村合併前の安塚町の区域の項の前に次のように加える。

| | |
|--|-----|
| 南本町一丁目から三丁目まで、東城町一丁目から三丁目まで、南城町一丁目から四丁目まで、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町一丁目から七丁目まで、北本町一丁目から四丁目まで、仲町一丁目から六丁目まで、寺町一丁目の一部、寺町二丁目、寺町三丁目、大町一丁目から五丁目まで、西城町一丁目から四丁目まで、北城町一丁目から四丁目まで、東本町一丁目から五丁目まで、幸町、栄町、新町、高土町一丁目から三丁目まで、高土町受地、大字大貫の一部、大字京田、大字土橋の一部、大字島田下新田の一部、大字丸山新田の一部、大字高田新田、大和三丁目の一部及び大和四丁目の一部の区域 | 高田区 |
| 大字樋場、大字子安、子安、子安新田、鴨島一丁目から三丁目まで、鴨島、稲田一丁目から四丁目まで、大字上稲田、大字下稲田、大字寺、大字大日、大字中田新田、大字上島、大字中々村新田、大字平岡、大字南田屋新田、大字北田屋新田、大字大道福田、大字富岡、富岡、大字藤野新田、藤野新田、大字大日（旧大日新田）、大字子安新田、大字上島（旧大日古川新田）、大字大道新田、大字赤塚新田、新南町及び大字戸野目古新田の一部の区域 | 新道区 |
| 大字上門前、大字小滝、大字下馬場、大字朝日、大字黒田、大字灰塚、大字地頭方、大字青木、大字上中田、中通町、大字向橋、大字中田原、大字塩荷谷、大字儀明、大字上湯谷、大字後谷、大字大貫の一部、大字飯の一部、御殿山町、上昭和町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、大字滝寺、大字下正善寺、大字中正善寺、大字上正善寺、大字宇津尾、大字上綱子、大字中ノ俣、大字下中田、寺町一丁目の一部、大字藤新田の一部、大字岩木の一部及び大字塚田新田の区域 | 金谷区 |
| 大字土橋の一部、大字藤巻、藤巻、大字木田新田、木田新田一丁目、木田新田二丁目、大字藤新田の一部、藤新田一丁目、藤新田二丁目、大字木田、木田一丁目から三丁目まで、大字岩木の一部、山屋敷町、大字中屋敷、大字大豆、大豆一丁目、大豆二丁目、大字春日、大字中門前、中門前一丁目から三丁目まで、大字宮野尾、春日山町一丁目から三丁目まで、春日野一丁目、春日野二丁目、新光町一丁目、新光町二丁目の一部、新光町三丁目の一部、大学前、大字 | 春日区 |

| | |
|--|------|
| 薄袋、大字寺分、大字牛池新田及び大字飯の一部の区域 | |
| 大字上真砂、大字杉野袋、大字北新保、大字南新保、大字高森、大字諏訪、大字東原、大字鶴町、大字北田中、大字米岡及び大字四辻町の一部の区域 | 諏訪区 |
| 大字四ヶ所、大字西市野口、大字戸野目古新田の一部、大字門田新田、大字戸野目、大字市野江、大字桐原、大字本道、大字荒屋、大字虫川、大字下野田、大字長面、大字上野田、大字四辻町の一部、大字下池部、大字上池部、大字吉岡、大字東市野口、大字劔、大字茨沢、大字藤塚、大字新保古新田、大字本新保、大字上雲寺、大字下新町、大字上新町、大字池、大字下富川、大字上富川、大字熊塚、大字野尻、大字稲、平成町及び大字鴨島の区域 | 津有区 |
| 大字下四ツ屋、大字西松野木、大字長者町、大字天野原新田、大字本長者原、大字今池、大字藪野、大字辰尾新田、大字東稲塚新田、大字下稲塚、桜町及び大字新長者原の区域 | 三郷区 |
| 大字木島、大字島田上新田、大字島田、大字島田下新田の一部、大字上箱井、大字中箱井、大字岡原、大字下箱井、大字五ヶ所新田、大字丸山新田の一部、大字下新田、大字西田中、大字寺町、大字石沢、大字七ヶ所新田、大字今泉、大字稲荷、大和一丁目、大和二丁目、大和三丁目の一部、大和四丁目の一部、大和五丁目、大和六丁目、大字土合、大字脇野田及び大字荒町の区域 | 和田区 |
| 大字稲谷、大字上曾根、大字下曾根、大字高和町、大字元屋敷、大字高津、大字飯田、大字妙油、大字森田、大字十二ノ木、大字北方、大字南方、大字大口、大字東京田及び大字松塚の区域 | 高土区 |
| 西本町一丁目から四丁目まで、中央一丁目から五丁目まで、住吉町、港町一丁目、港町二丁目、大字高崎新田、東雲町一丁目、東雲町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、東町、大字塩屋、大字直江津、大字八幡、大字轟木、五智一丁目から六丁目まで、五智新町、大字虫生岩戸、国府一丁目から四丁目まで、加賀町、石橋、石橋一丁目、石橋二丁目、大字五智国分、大字三交、大字大場、大字愛宕国分、大字毘沙門国分寺、大字居多、新光町二丁目の一部、新光町三丁目の一部及び大字黒井の一部の区域 | 直江津区 |
| 大字小猿屋、大字小猿屋新田、大字三田、大字三田新田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、三ツ橋、田園、大字福田、佐内町、三ツ屋町、大字安江、安江一丁目から三丁目まで、大字上源入、上源入、大字下源入、下源入、大字松村新田、大字下門前、下門前、大字塩屋新田、大字春日新田、春日新田一丁目から五丁目まで、川原町、福田町、大字三ツ屋及び大字佐内の区域 | 有田区 |
| 大字黒井の一部、大字上荒浜、大字下荒浜、大字遊光寺浜、大字夷浜、大字西ヶ窪浜、大字石橋新田、大字夷浜新田及び八千浦の区域 | 八千浦区 |
| 大字下百々、大字駒林、大字小泉、大字長岡、大字長岡新田、大字上名柄、大字五野井、大字石川、大字青野、大字上吉野、大字下吉野、大字上五貫野、大字下五貫野、大字下名柄、大字田沢新田、大字岡崎新田、大字福岡新田、大字岡沢及び大字上千原の一部の区域 | 保倉区 |
| 大字飯塚、大字中真砂、大字川端、大字東中島、大字上千原の一部、大字福橋、大字横曾根、大字下真砂、大字上吉新田及び大字下吉新田の区域 | 北諏訪区 |
| 大字西横山、大字小池、大字西山寺、大字下綱子、大字高住、大字中桑取、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦、大字茶屋ヶ原、大字有間川、大字長浜、大字小池新田、大字西鳥越、大字諏訪分、大字三 | |

| | |
|---|--------|
| 伝、大字花立、大字西戸野、大字鍛冶免分、大字中桑取新田、大字下宇山、大字上宇山、大字横畑、大字皆口、大字西谷内、大字北谷、大字土口、大字増沢、大字大淵、大字東吉尾及び大字西吉尾の区域 | 谷浜・桑取区 |
|---|--------|

第3条の表安塚区の項の前に次のように加える。

| | | | |
|--------|---------------|-------------|-----------|
| 高田区 | 上越市大手町5番41号 | 南部まちづくりセンター | 高田区の区域 |
| 新道区 | 上越市木田一丁目1番3号 | 中部まちづくりセンター | 新道区の区域 |
| 金谷区 | 上越市大手町5番41号 | 南部まちづくりセンター | 金谷区の区域 |
| 春日区 | 上越市木田一丁目1番3号 | 中部まちづくりセンター | 春日区の区域 |
| 諏訪区 | 上越市木田一丁目1番3号 | 中部まちづくりセンター | 諏訪区の区域 |
| 津有区 | 上越市木田一丁目1番3号 | 中部まちづくりセンター | 津有区の区域 |
| 三郷区 | 上越市大手町5番41号 | 南部まちづくりセンター | 三郷区の区域 |
| 和田区 | 上越市大手町5番41号 | 南部まちづくりセンター | 和田区の区域 |
| 高土区 | 上越市木田一丁目1番3号 | 中部まちづくりセンター | 高土区の区域 |
| 直江津区 | 上越市中央一丁目16番1号 | 北部まちづくりセンター | 直江津区の区域 |
| 有田区 | 上越市中央一丁目16番1号 | 北部まちづくりセンター | 有田区の区域 |
| 八千浦区 | 上越市中央一丁目16番1号 | 北部まちづくりセンター | 八千浦区の区域 |
| 保倉区 | 上越市中央一丁目16番1号 | 北部まちづくりセンター | 保倉区の区域 |
| 北諏訪区 | 上越市中央一丁目16番1号 | 北部まちづくりセンター | 北諏訪区の区域 |
| 谷浜・桑取区 | 上越市中央一丁目16番1号 | 北部まちづくりセンター | 谷浜・桑取区の区域 |

第4条の表安塚区の項の前に次のように加える。

| | |
|-----|----------|
| 高田区 | 高田区地域協議会 |
| 新道区 | 新道区地域協議会 |
| 金谷区 | 金谷区地域協議会 |
| 春日区 | 春日区地域協議会 |
| 諏訪区 | 諏訪区地域協議会 |
| 津有区 | 津有区地域協議会 |
| 三郷区 | 三郷区地域協議会 |

| | |
|--------|-------------|
| 和田区 | 和田区地域協議会 |
| 高土区 | 高土区地域協議会 |
| 直江津区 | 直江津区地域協議会 |
| 有田区 | 有田区地域協議会 |
| 八千浦区 | 八千浦区地域協議会 |
| 保倉区 | 保倉区地域協議会 |
| 北諏訪区 | 北諏訪区地域協議会 |
| 谷浜・桑取区 | 谷浜・桑取区地域協議会 |

第5条第2項の表安塚区地域協議会の項の前に次のように加える。

| | |
|-------------|-----|
| 高田区地域協議会 | 20人 |
| 新道区地域協議会 | 16人 |
| 金谷区地域協議会 | 18人 |
| 春日区地域協議会 | 18人 |
| 諏訪区地域協議会 | 12人 |
| 津有区地域協議会 | 16人 |
| 三郷区地域協議会 | 12人 |
| 和田区地域協議会 | 16人 |
| 高土区地域協議会 | 12人 |
| 直江津区地域協議会 | 18人 |
| 有田区地域協議会 | 18人 |
| 八千浦区地域協議会 | 12人 |
| 保倉区地域協議会 | 12人 |
| 北諏訪区地域協議会 | 12人 |
| 谷浜・桑取区地域協議会 | 12人 |

附則第8項中「第2条」を「上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成21年上越市条例第 号）の規定による改正前の第2条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 第5条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に選任される高田区

地域協議会、新道区地域協議会、金谷区地域協議会、春日区地域協議会、諏訪区地域協議会、津有区地域協議会、三郷区地域協議会、和田区地域協議会、高土区地域協議会、直江津区地域協議会、有田区地域協議会、八千浦区地域協議会、保倉区地域協議会、北諏訪区地域協議会及び谷浜・桑取区地域協議会の委員の任期は、選任の日から平成24年4月28日までとする。

(上越市地域協議会委員の選任に関する条例の一部改正)

- 3 上越市地域協議会委員の選任に関する条例(平成16年上越市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成20年上越市条例第1号」の次に「。以下「設置条例」という。」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(設置条例の一部改正に伴う手続の特例)

- 2 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例(平成21年上越市条例第 号。以下「改正条例」という。)の規定による改正後の設置条例第4条の規定により置かれる高田区地域協議会、新道区地域協議会、金谷区地域協議会、春日区地域協議会、諏訪区地域協議会、津有区地域協議会、三郷区地域協議会、和田区地域協議会、高土区地域協議会、直江津区地域協議会、有田区地域協議会、八千浦区地域協議会、保倉区地域協議会、北諏訪区地域協議会及び谷浜・桑取区地域協議会の委員の公募その他選任に必要な手続は、改正条例の施行の日前においても行うことができる。この場合において、第2条第1号中「置かれている」とあるのは、「置かれる」と読み替えるものとする。

(上越市災害救助条例の一部改正)

- 4 上越市災害救助条例(昭和46年上越市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の区域のうち地域自治区の置かれていない区域及び各地域自治区」を「平成17年1月1日の市町村合併前の上越市の区域、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区及び名立区」に改める。

(上越市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例の一部改正)

- 5 上越市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例(昭和46年上越市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表1の項から3の項までを次のように改める。

| | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 高田区、金谷区、春日区、三郷区、和田区 | 5 |
| 2 | 新道区、諏訪区、津有区、高土区 | 4 |
| 3 | 直江津区、有田区、八千浦区、保倉区、北諏訪区、谷浜・桑取区 | 4 |

別表備考を削る。

(上越市火力発電所立地関連地域振興基金条例の一部改正)

- 6 上越市火力発電所立地関連地域振興基金条例(平成15年上越市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地域自治区の置かれていない」を「平成17年1月1日の市町村合併前の上越市の」に改める。

(市町村合併に伴う上越市国民健康保険税条例の適用の特例に関する条例の一部改正)

- 7 市町村合併に伴う上越市国民健康保険税条例の適用の特例に関する条例(平成16年上越市条例第180号)の一部を次のように改正する。

第1条中「町村」を「旧町村」に、「地域自治区」を「旧町村の区域であった区域に設けられた地域自治区(以下「旧町村地域自治区」という。)」に改める。

第2条中「地域自治区」を「旧町村地域自治区」に、「町村」を「旧町村」に改める。

(上越市農業委員会の部会の設置及び委員定数条例の一部改正)

- 8 上越市農業委員会の部会の設置及び委員定数条例(平成16年上越市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表上越名立地区農地部会の項中「本市の区域のうち地域自治区の置かれていない」を「平成17年1月1日の市町村合併前の上越市の」に改める。

(上越市地域振興基金条例の一部改正)

- 9 上越市地域振興基金条例(平成18年上越市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「本市の区域のうち地域自治区の置かれていない区域及び各地域自治区の区域におけるそれぞれの」を「各地域自治区における」に改める。